

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 7月 1日
 東京地方裁判所民事第21部
 裁判所書記官 福 井 琢 眞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月16日 午前 9時00分から 令和 8年 7月23日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月29日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 6日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月30日 午前 9時20分から 令和 8年 8月 3日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 7月 1日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件目録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 足立区西新井三丁目 |
| | 地 番 | 1番30 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 74.69平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足立区西新井三丁目1番地30 |
| | 家屋 番号 | 1番30 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 35.83平方メートル
2階 47.01平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 6月11日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 福 井 琢 眞

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Bが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。

物 件 目 録

- 1 所 在 足立区西新井三丁目
地 番 1番30
地 目 宅地
地 積 74.69平方メートル
- 2 所 在 足立区西新井三丁目1番地30
家屋 番号 1番30
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 35.83平方メートル
2階 47.01平方メートル



令和8年（ケ）第48号
令和8年4月13日受理
令和8年5月20日提出
（評価人 岡村淑子）

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 白石 圭

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 足立区西新井三丁目 |
| | 地 番 | 1番30 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 74.69平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足立区西新井三丁目1番地30 |
| | 家屋 番号 | 1番30 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 35.83平方メートル
2階 47.01平方メートル |



占有者及び占有権原 (物件2関係)		
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>	
占有者	<input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>	
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>	
■関係人 (■所有会社代表者A及び占有者Bの各陳述/■提示文書 (契約書、領収証) の要旨		
占有権原	<input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>	
占有開始時期	令和3年8月1日	
最初の契約等	契約日	令和4年11月15日
	期間	令和4年11月15日から令和9年11月14日まで5年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新	
現在の契約等	期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	<input checked="" type="checkbox"/> 所有会社 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
	借主	<input checked="" type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎月 金 120,000 円 (毎月末日限り当月分支払) <input type="checkbox"/> 前払 (分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 (分 円)	
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある (■敷金 60,000 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)	
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>	
その他	なお、所有会社代表者A及び占有者Bによれば、口頭での賃貸借契約が令和3年7月下旬ころになされ、同年8月1日からBが居住を開始している。そして、令和4年11月15日に改めて同日から5年間の定期借家契約として締結し直したとのことであるが、借地借家法38条に定められた書面は作成・交付されていない。	
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (所有会社代表者)	<p>1. 私は本件土地建物の所有会社の代表者ですが、本件建物は現在Bに賃貸しています。</p> <p>2. 本件建物の不具合は特にないと思います。また、本件土地に関して隣地との間で境界争いはありません。</p> <p style="text-align: right;">(令和8年4月14日電話聴取)</p>
B (占有者)	<p>1. 私は所有会社から本件建物を賃借し、居宅として占有している者です。令和4年頃から所有会社に対して1600万円位及び所有会社代表者に対して400万円位を貸している関係になりますが、本件建物は高齢な母が住んでいる実家からとても近くて便利なため、借りることにしました。</p> <p>2. 令和3年8月1日から居住を開始しましたが、賃貸借契約は同年7月下旬頃に口頭で交わしただけで、きちんとした契約書の作成をしないままです。そして、令和4年11月15日に契約期間は同日から5年間とする契約を改めて行い、きちんとした契約書を作成しました。賃料については、所有会社代表者に対して直接支払っています。受領関係については領収証を提示いたします。</p> <p>3. 郵便受けに所有会社宛の郵便物が届くことが多いですが、私のほうで一時的に預かって、所有会社代表者にまとめて交付しています。本件建物の不具合は特にないと思いますが、1階玄関付近の壁に穴が開いています。</p> <p style="text-align: right;">(令和8年4月30日面接聴取)</p>
A (所有会社代表者)	<p>所有会社及び私個人の両方でBから2000万円位借りていることは間違いありません。会社の資金繰りがうまくいかず、また個人でも生活費を支払うことができなかつたりしたことから、複数回Bからお金を借りています。Bが令和3年8月1日から居住していますが、そのときは契約書をきちんと作成しないままです。令和4年11月15日にきちんと契約をやり直す形で、その日から5年間の定期借家契約とする契約書を作成しました。なお、借地借家法38条の事前説明書を作成・交付しているのかとのことですが、そのような書面は作成していませんし、Bに交付していません。</p> <p style="text-align: right;">(令和8年5月19日電話聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執行官の意見

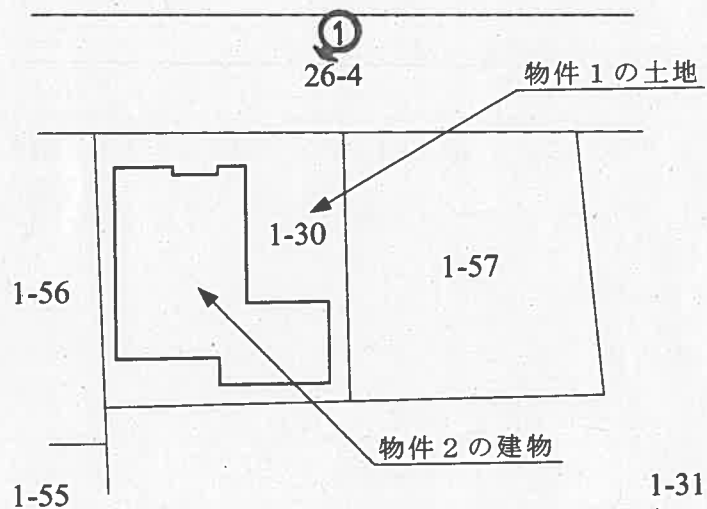
1. 本件土地建物の位置関係、形状等は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 物件1の土地は物件2の敷地として利用されている。
3. 本件建物の占有関係は、
 - ① 本件建物の玄関には所有会社代表者Aの氏が表示されていたが、郵便受けには表示がなかった。初回臨場時の郵便受け内には所有会社宛の普通郵便物が存在していた。
 - ② 占有者B及び所有会社代表者Aから、前記関係人の陳述等欄に記載の要旨を聴取した。
 - ③ ライフライン（水道）調査の結果、本件建物の水道供給契約者はBであった。
 - ④ 室内には家具・寝具・日常生活用品等があり、Bの居宅として使用されていた。
4. 本件建物の占有関係は、上記現場の状況、前記関係人の陳述、提出された回答書、提示された契約書及びライフライン（水道）調査の結果等から、本報告書2枚目及び3枚目に記載のとおり報告する。なお、Bが所有会社及びその代表者Aに対して金銭を貸し付けているという個人的関係があり、占有開始から1年以上後に契約書が作成されているという事情がある一方で、決して低廉ではない月額12万円という賃料を現実に支払っていることを示す領収証が存在することから、Bは正常な賃借権に基づいて本件建物を占有しているものと思われた。

以上

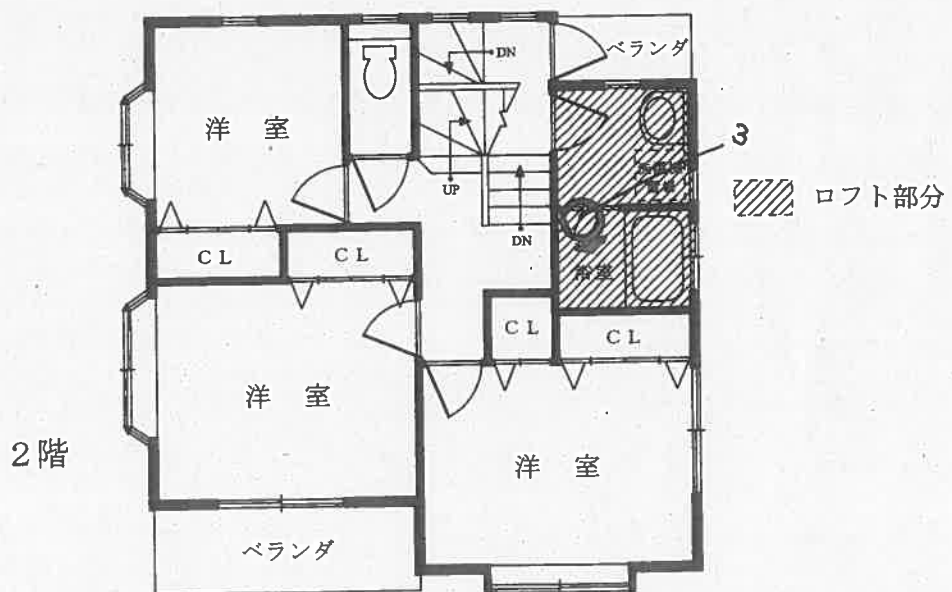
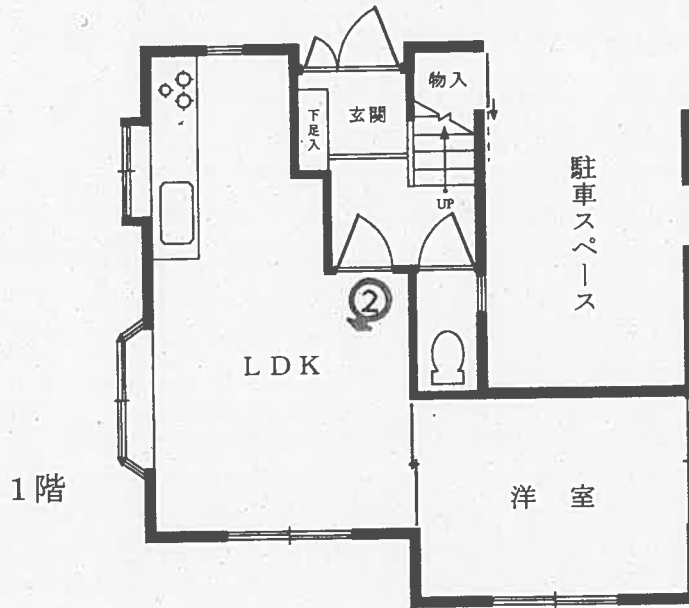
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月13日 13:35-13:46	物件所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 物件確認 <input checked="" type="checkbox"/> 物件調査 <input checked="" type="checkbox"/> 占有調査 <input checked="" type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> 図面作成 <input type="checkbox"/> 評価人同行 <input type="checkbox"/> 居住者から聴取 <input checked="" type="checkbox"/> 占有者に対する臨場日時通知書・照会書差置
令和8年4月14日 : - :	当庁	<input checked="" type="checkbox"/> 所有会社代表者Aからの電話聴取
令和8年4月15日 : - :	当庁	<input checked="" type="checkbox"/> 所有会社に対する照会書送付 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都水道局足立営業所に対する照会書送付
令和8年4月30日 14:10-15:10	物件所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 物件確認 <input checked="" type="checkbox"/> 物件調査 (立入調査) <input checked="" type="checkbox"/> 占有調査 <input checked="" type="checkbox"/> 写真撮影 <input checked="" type="checkbox"/> 図面作成 <input checked="" type="checkbox"/> 評価人同行 <input checked="" type="checkbox"/> Bから面接聴取
令和8年5月19日 : - :	当庁	<input checked="" type="checkbox"/> 所有会社代表者Aからの電話聴取
(特記事項) <input checked="" type="checkbox"/> 令和8年4月30日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 (写真3葉添付)		

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)



←○ 写真撮影位置と方向



←○ 写真撮影位置と方向

01



02



03



令和8年(ケ)第48号
令和8年4月30日 現地調査
令和8年5月28日 評価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 岡村 淑子

第1 評価額

一 括 価 格	
金 19,380,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 5,420,000 円
物件2 (建物)	金 13,960,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		住居表示:足立区西新井3-1-14
番号	特記事項		
-			

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 足立区西新井三丁目 |
| | 地 番 | 1番30 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 74.69平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足立区西新井三丁目1番地30 |
| | 家屋 番号 | 1番30 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 35.83平方メートル
2階 47.01平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	東武大師線「大師前」駅の北方約1.1km（道路距離、徒歩約14分）、足立区西新井3丁目1番街区に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	一般住宅、共同住宅等が建ち並ぶ住宅地域。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域（過半の地域） 1番街区東側区道より20mまでは第1種住居地域 60%（指定） 200%（指定） 1番街区東側区道より20mまでは300% 準防火地域 第2種高度地区、1番街区東側区道より20mまでは第3種高度地区、日影規制等
面地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	74.69㎡ ほぼ長方形 間口8.1m、奥行9.2m ほぼ平坦
接面道路の状況等	北側で幅員約4m舗装区道（建築基準法第42条1項1号該当）にほぼ等高に接面する中間画地。	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地等として利用されている。 建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり ※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っていることをいう。「なし」とは、同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認出来ない場合をいう。
特記事項	足立区ハザードマップによると洪水・内水氾濫浸水想定区域にある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成12年1月20日新築 約26年 約4年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備	木造スレート葺2階建 サイディング等 ビニールクロス等 ビニールクロス等 フローリング等 キッチン・浴室・トイレ・ロフト等
床面積(現況)	1階 35.83㎡、2階 47.01㎡ 延 82.84㎡	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 4LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る。	
建物の利用状況	Bが令和4年11月15日から5年間、賃料月額12万円、敷金6万円で賃借しているとのことである。Bの占有開始時期は令和3年8月1日である。	
特 記 事 項	外壁や内壁に傷・穴等がある。 建ぺい率を若干オーバーしている可能性がある。足立区役所によると、工事完了検査や検査済証を発行した形跡がないとのことである。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格等を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格等 (円) オ
	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	336,000	×1.00	×74.69	×0.9	=22,590,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。
なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定している。

地価公示 足立-54

$$\begin{aligned} & \text{(公示価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\ & 336,000 \text{ 円/㎡} \times 102/100 \times 100/100 \times 100/102 = 336,000 \text{ 円/㎡} \\ & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{aligned}$$

時点修正：価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：公示地は標準的で補正の必要なし。

地域格差：公示地の所在地域は、対象地域に比して街路条件等にやや優れると判定した。

イ 個別格差：なし。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮して判定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
2	220,000	× 82.84	×0.09	= 1,640,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材，施工の程度等を観察し，その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

- ・経過年数約 26 年，経済的残存耐用年数約 4 年，観察減価率 30%（建物の状況等を考慮した。）
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

現価率 = 4 年 ÷ (26 年 + 4 年) × (1 - 0.3) = 0.09 (第 3 位を四捨五入)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	22,590,000	×0.7	法定地上権	= 15,810,000

ア 建付地価格：前記 1 ①オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は，近隣における借地権の取引慣行，課税上の割合等を参考に，建物の性質，地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格(円) ア	土地利用権等価 格の控除及び 加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円)
1	(22,590,000)	-15,810,000)		×1.0	×0.8	=5,420,000
2	(1,640,000)	+15,810,000)	×1.0	×1.0	×0.8	=13,960,000
一括価格 (合計)						19,380,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：なし。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

地価公示 足立-54

所 在：東京都足立区西新井3丁目13番3外 「西新井3-13-2」

価 格：336,000円／㎡

位 置：「大師前」駅 道路距離約1.1km

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：176㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：南側6m区道

用途指定等：第一種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%、
準防火地域

地域の概要：一般住宅の中に共同住宅等が見られる住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図写（A3をA4に縮小）

建物図面・各階平面図写（A3をA4に縮小）

以 上

令和8年5月28日

評価人 不動産鑑定士

岡村 淑子





公図写

※ 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け

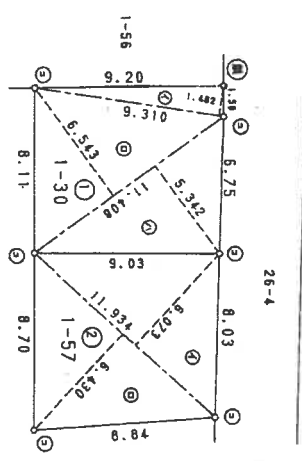
令和8年11月26日 東京法務局北出事務所
 (東京法務局城北出張所管轄)
 これは図面に記載されている内容を証明した書面である

登記官

三斜交箱型

地番	① 1-30	② 1-57
NO.	1-30	1-57
長さ	1.482	5.073
幅	74.797420	72.475182
面積	109.41536	368.210802
NO.	1-30	1-57
長さ	11.408	5.430
幅	60.941536	149.210802
面積	700.000000	805.401070
NO.	1-30	1-57
長さ	11.408	5.430
幅	60.941536	149.210802
面積	700.000000	805.401070

地番 ① 1-30, 1-57
 土地の所在 足立区西新井三丁目
 地積測量図



②-----コンクリート

作製者

申請人

縮尺 1/250

150077 (東京土地家屋調査士会用地)平成11年12月20日登記

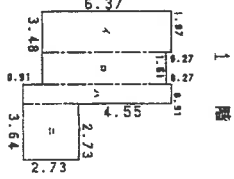
登記年月日：平成12年3月13日

各階平面図

家屋番号 1番30
 建物の所在 足立区西新井三丁目1番地30

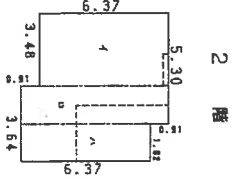
建築物各階平面図

これは図面に記載されている内容を証明した書面である
 (東京法務局城北出張所管轄)
 令和8年1月26日 東京法務局城北出張所 登記官



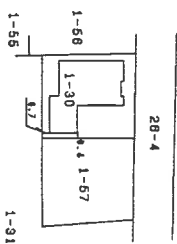
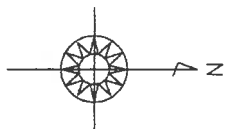
求積表

4	6.37	X	1.97	=	12.5489
□	6.10	X	1.51	=	9.2110
△	7.28	X	0.91	=	6.6248
=	2.73	X	2.73	=	7.4529
合	床面積	計			35.8376
					35.83 m ²



求積表

4	6.37	X	3.48	=	22.1676
□	7.28	X	1.82	=	13.2496
△	6.37	X	1.82	=	11.5934
合	床面積	計			47.0106
					47.01 m ²



製作者

縮尺

1/250

申請人

472102

(東京土地家屋調査士会事務所)

縮尺

1/500

平成12年3月13日登記